

厚木市荻野運動公園に係る指定管理者制度の更新等について

1 提案の趣旨

本市では、地方自治法に基づく指定管理者の更新又は新規導入、指定管理者候補者の選定に当たっては、指定管理者制度導入(更新施設・新規導入施設)に係る基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、適正な運用を図っているところです。

指定管理者制度を導入している次の施設の指定期間が令和7年3月31日をもって満了することから、令和7年4月以降の指定管理者を更新するものです。

(厚木市都市公園条例第20条第1項に規定)

また、指定管理者とする場合は、指定管理者候補者の選定方法及び指定期間等について市の考えを示すものです。

【令和7年3月31日をもって指定管理期間が満了する施設】

No	施設名称	施設数	所管課	選定手法	指定期間
1	厚木市荻野運動公園	6	公園緑地課	公募	5年 (R2.4~R7.3)

2 指定管理者候補者選定のスケジュール

時期	実施内容
令和6年 2月8日	○PPP/PFI 検討委員会 ・指定管理者の更新について ・選定手法、指定期間等について
4月	○庁議（経営戦略調整会議、経営戦略会議） ・指定管理者の更新について ・選定手法、指定期間等について
5月	○庁議（経営戦略調整会議、経営戦略会議） ・指定管理者候補者の募集要領について
6月	○指定管理者候補者の公募

8月下旬 ～ 10月上旬	○指定管理者候補者の選定（書類審査、ヒアリング審査） ※審査は附属機関である指定管理者選定評価委員会が行います。
10月中旬	○庁議（経営戦略調整会議、経営戦略会議） ・指定管理者の指定について
12月	○市議会12月定例会議 ・指定管理者の指定について議案を提出

3 厚木市荻野運動公園について

厚木市荻野運動公園は、競技場、体育館及びプール等の本格的なスポーツ施設、植生を活かした野草園、里山の自然を楽しめるあつぎこどもの森公園、これらを主体としたスポーツ・レクリエーション及びコミュニティーの憩いの場として、年間約50万人の利用者が訪れる本市を代表する運動公園です。

(1) 施設面積及び概要

名称	厚木都市計画公園6.5.1号 厚木市荻野総合運動公園
種別	運動公園
所在地	厚木市中荻野1,500番地
面積	約23.65ha（こどもの森公園含む）

No.	施設名	供用開始年	施設構造	面積	備考
1	競技場 	平成元	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上2階地下1階	敷地 25,679 m ² 建築 1,262 m ² 延床 2,939 m ²	メインスタンド 1,532人収容 芝生スタンド 約4,000人収容
2	テニスコート 	平成元	全天候型砂入り 人工芝	敷地 3,158 m ²	人工芝 4面 壁打ちコート1面

3	体育館 	平成 5	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下1階地上2階	敷地 11,002 m ² 建築 6,486 m ² 延床 10,941 m ²	メインアリーナ 観覧席 1,978 席
4	野草園管理棟 	平成 5	木造平屋建て	建築 122 m ²	
5	プール 	平成 6	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上2階	敷地 4,939 m ² 建築 1,804 m ² 延床 2,389 m ²	25mプール 6コース 50mプール 8コース 幼児プール
6	あつぎこどもの森 管理棟・作業小屋 	平成 28	木造平屋建て	延床 管理棟 198 m ² 作業小屋 161 m ²	

(2) 利用時間等

- ア 利用時間 午前9時から午後9時まで 体育館、競技場、テニスコート
午前9時から午後8時30分まで プール
午前9時から午後4時30分まで 野草園（3月～11月）
- イ 休館日 月曜日（祝日に当たるときは火曜日）
年末年始（12月29日から1月3日まで）

4 指定管理者制度導入状況等について

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設の運営に関する業務
- (ア) 受付・案内に関する業務
- (イ) 利用の承認、承認の取消し、利用料金の免除及び利用の中止に関する業務
- (ウ) 利用料金の徴収に関すること。
- (エ) 野草園管理運営に関すること。
- (オ) 体育館トレーニング室管理運営に関すること。
- (カ) プール監視等に関すること。
- (キ) 体育館・プール施設設備保守管理に関すること。

(ク) あつぎこどもの森公園に関すること。

イ 施設の維持管理に関する業務

- (ア) 公園内施設ねずみ・衛生害虫防除に関すること。
- (イ) 競技場フィールド芝生管理に関すること。
- (ウ) 体育館昇降機設備保守点検に関すること。
- (エ) 冷温水発生機保守管理に関すること。
- (オ) 自家用電気工作物保安に関すること。
- (カ) 自家発電装置保守点検に関すること。
- (キ) 自動ドア保守点検に関すること。
- (ク) 体育館及びプール自動制御機器保守点検に関すること。
- (ケ) 精密機器保守点検に関すること。
- (コ) 消防・防災設備保守点検に関すること。
- (サ) 濾過装置・自動殺菌装置保守点検に関すること。
- (シ) 複合遊具保守点検に関すること。
- (ス) 給水加圧ポンプ保守点検に関すること。
- (セ) ボイラー（温水発生機）保守点検に関すること。
- (ソ) 各種競技備品等保守点検に関すること。
- (タ) トレーニング機器等保守点検に関すること。
- (チ) 電動式移動観覧席保守点検に関すること。
- (ツ) 可動式屋根保守点検に関すること。
- (テ) 公共建築物定期点検に関すること。
- (ト) 年末年始テニスコート及び競技場受付に関すること。
- (ナ) 公園内清掃に関すること。
- (ニ) 公園内の警備（人的及び機械警備）に関すること。
- (ヌ) 災害時活用常用井戸維持管理に関すること。

(2) 指定管理者制度導入の経過について

	期 間	指定管理者名	応募者数
第 1 回	平成 21 年 4 月～ 平成 24 年 3 月（3 年間）	日産クリエイティブサービス・ 東急コミュニティー共同企業体	7 社
第 2 回	平成 24 年 4 月～ 平成 27 年 3 月（3 年間）	（株）日産クリエイティブサービス	1 社
第 3 回	平成 27 年 4 月～ 令和 2 年 3 月（5 年間）	荻野運動公園マネジメント共同企業体	2 社
第 4 回	令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月（5 年間）	荻野運動公園マネジメント共同企業体	4 社

(3) 指定管理料の推移について

期 間		指定管理料上限額 (総額・年額)	前回比較 (年額)	備 考
第 1 回 (3年間)	H21 ～ H23	(総額) 618,499,000 円	—	
		(年額) 206,166,333 円		
第 2 回 (3年間)	H24 ～ H26	(総額) 518,226,000 円	△33,424,333 円	・ 人件費の削減 ・ 委託料の削減
		(年額) 172,742,000 円		
第 3 回 (5年間)	H27 ～ H31	(総額) 892,005,000 円	+5,659,000 円	・ 消費税 5 から 8 % に増税
		(年額) 178,401,000 円		
第 4 回 (5年間)	R 2 ～ R 6	(総額) 1,363,465,000 円	+94,292,000 円	・ こどもの森公園維持管理 業務、清掃業務、警備業務 等の追加 ・ 消費税 8 から 10% に増税 ・ 令和 4 年度光熱費補正増 10,705,000 円 ・ 令和 5 年度光熱費補正増 6,359,000 円
		(年額) 272,693,000 円		

5 次期指定管理者募集に伴う指定管理業務の見直しについて

次期指定管理者の募集に当っては、市が委託している業務の一部について、指定管理者による一括した管理による業務の効率化を図るため、指定管理業務の範囲を見直し、指定管理者業務に次の業務を含めるものとします。

- ・ あつぎこどもの森公園管理棟・作業小屋機械警備業務委託
- ・ あつぎこどもの森公園管理棟カラー複合機賃貸借契約

6 指定管理者制度更新に係る効果

(1) 定量的効果

厚木市荻野運動公園の維持管理及び運営の手法として、直営（委託）による場合と指定管理者制度を導入した場合が想定されます。

直営で管理した場合の経費と、指定管理者制度を導入した場合の経費を比較すると、指定管理者が管理、運営した方が少ない経費で運営することができます。

※資料 2 別紙参照

(2) 定性的効果

ア 外部評価結果（モニタリング：施設利用者による評価）

指定管理者制度導入施設については、協定に従い管理運営基準に適合して業務を実施しているか評価等を行うモニタリングを毎年度実施しています。

令和2～4年度に実施したモニタリングのうち、施設利用者が評価する外部評価では、総合評価が最高評価の「A+」と評価されたことから、指定管理者により協定内容を上回るサービスが提供されていると考えられ、引き続き指定管理制度を導入することで、利用者にとって満足度の高い施設の管理運営が期待できます。

外部評価対象年度	総合評価
令和2年度	A+
令和3年度	A+
令和4年度	A+

イ 内部評価結果（モニタリング：所管課による評価）

令和2～4年度に実施したモニタリングのうち、所管課が評価する内部評価では、総合評価が最高評価の「A+」と評価されたことから、指定管理者により、適切な施設の管理運営がなされているものと考えられ、引き続き指定管理制度を導入することで、施設の健全な管理運営が期待できます。

内部評価対象年度	総合評価
令和2年度	A+
令和3年度	A+
令和4年度	A+

※「A+」：協定書、仕様書の内容を遵守し、適切な管理運営ができていることに加え、仕様書の内容を上回る利用者サービス等が提供されているなど高く評価することができる。

ウ 利用者満足度調査（指定管理者実施）

指定管理者において、令和4年度に荻野運動公園体育館の利用者にアンケートを実施したところ243人から回答があり、荻野運動公園を利用した満足度は98.8%でした。

また、荻野運動公園屋外の利用者にアンケートを実施したところ242人から回答があり、荻野運動公園を利用した満足度は98.7%でした。

エ 業務の効率化と市民サービスの向上

施設の維持管理、受付、利用の承認、利用料金の徴収に関する業務をはじめ、市が別事業者に委託している施設の設備に関する業務等を指定管理業務に委託することにより、事務の効率化を図り、職員人件費の削減とそれに伴う市民サービスの向上が期待できます。

オ 年間利用者数の推移について

年 度	荻野運動公園年間利用者数 (こどもの森公園含む)	備 考
平成 30	470,353 人	
令和元	476,006 人	
令和 2	331,138 人	コロナ感染対策による施設閉鎖
令和 3	473,033 人	コロナ感染対策による人数制限
令和 4	504,777 人	

平成 30 年度から令和 4 年度までの荻野運動公園の年間利用者数の推移をみますと、令和 2 年度から今期の指定管理者制度が開始されましたが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染対策により施設閉鎖等を実施したため、年間利用者数は減少しました。令和 3 年度は、感染対策を行いつつ、指定管理者による積極的な自主事業や広報活動を行った結果、コロナ禍前の利用人数まで回復し、令和 4 年度は、コロナ禍前を超える利用人数にまで増加しています。

(3) 令和 7 年度からの厚木市荻野運動公園の維持管理・運営について

定量的評価及び定性的評価の結果を踏まえ、当該施設の設置目的をより効果的に達成するため、引き続き指定管理者制度を導入するものとします。

(厚木市都市公園条例第 20 条第 1 項に規定)

7 指定管理者の選定手法について

民間事業者等の知識、能力、経験等を活かすため、指定管理者制度導入に係る基本方針に基づき、公募にて指定管理者を選定します。

(厚木市都市公園条例第 22 条に規定)

8 利用料金制について

厚木市荻野運動公園は、競技場、テニスコート、体育館、プールの本格的なスポーツ施設があり、年間で多くの方が利用しており、施設利用料により高い収益を見込むことができます。これまでも指定管理者の高いノウハウ、イベント企画力、経験等を活かすことで、多くの利用者を当園に呼び込むことができ、その結果、高い収益性を確保できていることから、今後も引き続き利用料金制を採用します。

(厚木市都市公園条例第 20 条第 4 項から第 6 項までに規定)

(1) 施設の利用状況

(単位:人)

年 度	競技場	テニスコート	体育館	プール	多目的広場	野草園	こどもの森	合 計
令和 2	18,185	16,039	56,977	1,088	135,387	3,526	99,936	331,138
令和 3	27,626	22,387	92,480	30,101	171,623	7,632	121,184	473,033
令和 4	34,759	21,514	130,505	51,158	163,220	6,725	96,896	504,777

(2) 施設の利用料収入

(単位：円)

年 度	競技場	テニスコート	体育館	プール	回数使用券	合 計
令和 2	610,900	3,817,340	9,997,040	189,400	1,897,000	13,511,680
令和 3	1,053,420	5,092,870	9,030,340	4,225,120	6,210,000	25,611,750
令和 4	1,458,150	5,497,570	10,562,230	7,836,260	10,330,000	35,684,210

9 指定期間について

(1) 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで
指定管理者制度導入に係る基本方針に基づき、最長の 5 年間とします。

(2) 5 年間の理由

厚木市荻野運動公園は、競技場、体育館、プール等のスポーツ施設や植生を活かした野草園、里山の自然を楽しめるあつぎこどもの森公園等、多種多様な複数の施設があり、利用満足度の高いサービスを提供するには長期的なビジョンで管理運営する必要があります。指定管理者独自の自主事業を効果的に高いレベルで実施するには、事業効果の検証、改善、新たな事業展開を図っていくため、長期的な期間を要します。

また、初期投資に係るトレーニング機器、草刈り機、券売機、送迎バス等は、高額なリース料がかかるため、できるだけ長期間借り上げた方が費用を安く抑えることができるほか、より満足度の高い戦略的な投資を行うことができます。

このことから、利用者へ魅力的な事業の提供や快適な施設利用が図れ、費用も安く抑えることができるため、指定管理期間を 5 年とします。

ア 指定管理者自主事業（講座・教室）の年間実施回数、参加人数の推移について

年 度	実施回数	参加人数
令和元	1,133 回	16,420 人
令和 2	418 回	2,864 人
令和 3	1,965 回	17,601 人
令和 4	2,437 回	26,801 人

平成 30 年度から令和 4 年度までの指定管理者が実施した自主事業（講座・教室）の年間実施回数、参加人数の推移をみますと、令和 2 年度はコロナウイルス感染対策を取って上で実施回数を制限したため、年間の実施回数、参加人数ともに減少しました。令和 3 年度は、感染対策を行いつつ、指定管理者による積極的な自主事業を実施した結果、コロナ禍前の実施回数、利用人数を超えるまで回復し、令和 4 年度は、前年度の実施回数、参加人数を超えるまでに増加しています。

イ 主な講座・教室名、回数、延べ参加人数（令和4年度実績）

講座・教室名	実施回数	延べ参加人数
ソフトエアロ	89回	2,001人
ボディコンバット	146回	1,403人
バスケスクール（小中学生）	120回	1,650人
初めて水泳（未就学児・小学生）	232回	2,403人

ウ 指定管理者自主事業（主なイベント）の内容、参加人数について（令和4年度）

イベント名	内 容	参加人数
スプリングフェスタ 2022年 (4月29日開催)	「スポーツの楽しさを見つけよう！」をテーマに11のイベントを実施 体育教室（跳び箱、鉄棒）、バスケットボール教室、走り方教室等	約2,280人
第9回あつぎこどもの森フェスタ (4月29日開催)	「春を感じて楽しもう！」をテーマに9つのイベントを実施 草木染めとミニ観察会、水辺の生き物展、薪割り体験	約880人
オータムフェスタ 2022年 (11月3日開催)	「秋の公園で楽しいひと時を♪」をテーマに8つのイベントを実施 野外特設ステージ、ダンボールクラフト体験、ネイチャークイズラリー	約4,760人
第10回あつぎこどもの森フェスタ (11月3日開催)	「森で秋を感じてみよう！」をテーマに9つのイベントを実施 いきものガイド、水辺の生き物展、草木染め	約1,090人

10 検討結果

- (1) 指定管理者を更新します。
(厚木市都市公園条例第20条第1項に規定)
- (2) 指定管理者候補者は公募により選定します。
(厚木市都市公園条例第22条に規定)
- (3) 利用料金制を引き続き採用します。
(厚木市都市公園条例第20条第4項から第6項までに規定)
- (4) 指定期間は5年間とします。

管理・運営にかかる経費

(単位:円)

資料2

科目	【指定管理の場合(A)】			【委託の場合(B)】			効果額 (A-B)	備考
	全体(A)	市	指定管理者	全体(B)	市	委託分		
人件費	166,495,599	0	166,495,599	187,893,000	48,365,000	139,528,000	△ 21,397,401	職員、会計年度職員賃金 委託B:市職員、会計年度職員の年間給与で算出
消耗品費	5,142,938	891,733	4,251,205	5,142,938	5,142,938	0	0	施設管理用消耗品、事務用消耗品、 その他備品購入費
燃料費	1,188,852	0	1,188,852	1,188,852	1,188,852	0	0	ガソリン・軽油
印刷製本費	687,867	0	687,867	687,867	687,867	0	0	各種回数券
光熱水費	25,256,665	0	25,256,665	25,256,665	25,256,665	0	0	電気料金
	11,666,192	0	11,666,192	11,666,192	11,666,192	0	0	ガス料金
	4,499,315	0	4,499,315	4,499,315	4,499,315	0	0	上下水道料金
修繕費	2,491,700	0	2,491,700	2,491,700	2,491,700	0	0	物品修繕料
	237,549,610	231,187,334	6,362,276	237,549,610	237,549,610	0	0	施設修繕料
役務費	12,928,608	331,873	12,596,735	12,928,608	12,928,608	0	0	通信費、保険料、維持管理手数料
委託料	46,369,102	23,456,884	22,912,218	46,369,102	46,369,102	0	0	各種業務委託
テレビ受信費	49,669	0	49,669	49,669	49,669	0	0	テレビ受信料
賃貸料	12,396,032	61,175	12,334,857	12,396,032	12,396,032	0	0	賃借料(トレーニングマシン、草刈機等)
	15,271,469	15,271,469	0	15,271,469	15,271,469	0	0	土地賃借料
原材料費	2,253,096	0	2,253,096	2,253,096	2,253,096	0	0	維持補修原材料
負担金	68,133	0	68,133	68,133	68,133	0	0	防火安全協議会会費
公課費	18,833	0	18,833	18,833	18,833	0	0	印紙・軽油税
自主事業費	15,460,408	0	15,460,408	15,460,408	15,460,408	0	0	企画・広報費
雑費	4,000,331	0	4,000,331	4,000,331	4,000,331	0	0	
一般管理費	13,951,840	0	13,951,840	13,951,840	13,951,840	0	0	
支出合計	577,746,259	271,200,468	306,545,791	599,143,660	459,615,660	139,528,000	△ 21,397,401	年間にかかる予定経費

効果額(Aの支出合計額-Bの支出合計額):577,746,259 - 599,143,660 = △21,397,401(年額) ※△106,987,005(5年間)

※1 運動公園運営にかかる経費等については、厚木市及び指定管理の令和2年度から令和4年度の収支決算の平均値を使用

※2 委託Bの人件費については、厚木市職員及び会計年度職員の年間給与(令和4年度ベース)を使用し算出